



事業系ごみの減量と リサイクルの手引き

事業系ごみとは

量や種類に関わらず、あらゆる事業活動に伴うすべてのごみのことです。
会社や工場、自営業、農業、病院、学校、官公庁、NPO など、営利・非営利、個人・法人の別は問わず、すべての事業活動に伴うものが対象です。

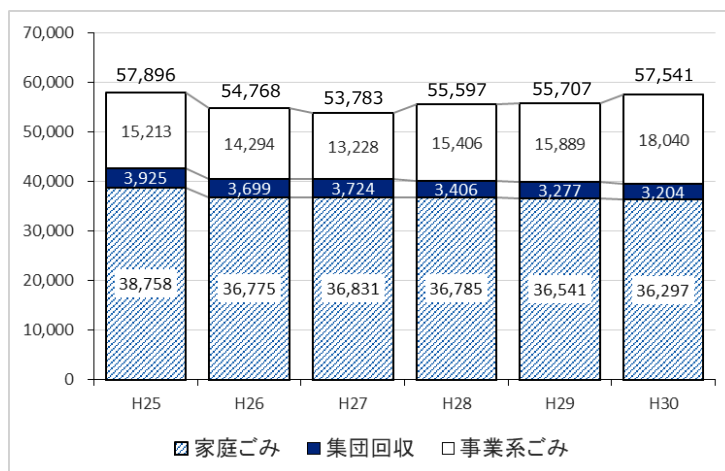
この手引きでは、主に事業系一般廃棄物の処理方法を紹介します。

廃棄物		
事業系ごみ		家庭ごみ
産業廃棄物 ＝法令で定められた 20 品目 [処理方法] 許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託	事業系一般廃棄物 ＝産業廃棄物以外の廃棄物 [処理方法①] 一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託 ※少量の場合は事業系専用指定袋が利用可能です [処理方法②] 処理施設に事業者が自ら搬入	市の委託業者が収集 ※事業系ごみを家庭ごみとして出すことはできません 不法投棄の罰則 →P.13

はじめに

立川市内で発生している一般廃棄物の約3割は事業所から排出されています。本市は燃やせるごみの減量に取り組んでいますが、ごみの減量には事業者の皆様のご協力が欠かせません。

この手引きは、ごみの適正な排出方法と減量のための2R+Rについて記載しています。ぜひご一読いただき、ごみの減量と分別・リサイクルにご協力をお願いいたします。



市内で発生しているごみ量の推移と内訳（単位 t）

目次

事業者の責務	…2
事業系ごみの種類	…3
事業系ごみの分け方	…5
事業系ごみの出し方	
方法1 本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託する方法	…6
方法2 専用指定袋で排出する方法（1日平均のごみの排出量が10kg未満の事業者のみ）	…7
方法3 処理施設に自ら搬入する方法	…8
紙の2Rとリサイクル	…9
食品廃棄物の減量とリサイクル	…10
事業系ごみ減量に向けた市の取組	…11
事業用大規模建築物（延床3,000㎡以上）の所有者・建設者の責務	…13
関連法規と罰則	…13
主な分別一覧表	…14

事業者の責務

事業者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）」により、以下の責任があります。

➤ 廃棄物の適正処理

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない

➤ 廃棄物の減量

廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、その減量に努めなければならない

➤ 施策への協力

廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、国や東京都、市の施策に協力しなければならない

事業者求められるもの

近年、事業者求められる責任は多様化しています。

環境に配慮した経営を行うことは環境負荷の軽減だけではなく、コスト削減や企業のイメージアップにつながります。CSRの一環として、廃棄物の減量・リサイクルの推進を掲げる企業もあります。また、SDGs達成に向けた取組や配慮は、企業価値を高めることにつながります。

CSR

「Corporate Social Responsibility」の略。
「企業の社会的責任」の意味。
企業の利益を追求するだけでなく、
ステークホルダー（利害関係者）への
影響を配慮すること。

SDGs

「Sustainable Development Goals」の略。
国連サミットで採択された「持続可能な開発
目標」の意味であり、国際的な目標。
食品廃棄物の削減など、ごみの減量も
SDGsを達成するための取組のひとつです。

できることから始めてみましょう

環境に配慮した取組は大企業だけに求められるものではありません。中小企業や個人経営のお店でもできることがあります。

本市は「食べきり協力店事業（→P.10）」や「ごみ処理優良事業所認定制度（→P.11）」など、環境に配慮した事業所を応援しています。

事業系ごみの種類

事業系一般廃棄物のうち、生ごみや燃やせるごみ、せん定枝は市の処理施設（→P.8）で受入可能です。

本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者（→P.6）に委託するか、自ら持ち込んでください。

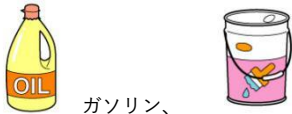
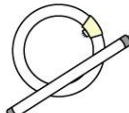
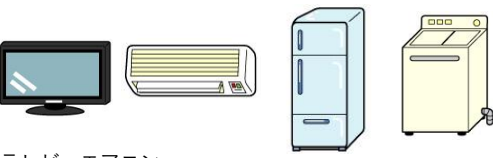
※ 産業廃棄物は市の施設には搬入できません

事業系一般廃棄物（例）

生ごみ 搬入先： クリーンセンター	 食品の売れ残り、食べ残した物、調理くずなど 食品製造業などの業種から発生する厨芥類は産業廃棄物です。 食品関連事業者は食品リサイクル法に基づき、減量・リサイクルに取り組んでください。	水切り、食品リサイクル等により、ごみの減量に努めてください。 →P.10
燃やせるごみ 搬入先： クリーンセンター	 汚れたティッシュ、紙コップ、落ち葉、布団など	分別されていないごみは<u>クリーンセンターに搬入できません。</u>
せん定枝 搬入先： 総合リサイクルセンター	 せん定枝 建設業、木材製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。	直径 15cm 以下、長さ 50cm 以下に切ってください。
古紙	 段ボール、新聞、雑誌、コピー用紙、封筒など 建設業、印刷出版業などから発生する紙くずは産業廃棄物です。	分別してリサイクルしましょう。→P.9 搬入先→P.8 <u>クリーンセンターには搬入できません。</u>
古布	 ユニフォーム、不要な衣類など 合成繊維くずは産業廃棄物です。 建設業、繊維工業などの業種から発生する古布は産業廃棄物です。	分別してリサイクルしましょう。

搬入先のクリーンセンター、総合リサイクルセンターの所在地と受入時間 → P.8

産業廃棄物（例）

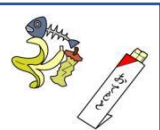
プラスチック類		弁当容器、ビニール袋、 発泡スチロールなど
金属類		刃物、金具、金属製の家具、金庫など
ガラス、陶磁器類		コップ、茶碗など
電池類		電池
廃油、薬品類		食用油、 ガソリン、 塗料など
水銀使用製品		蛍光灯など
びん		分別してリサイクルしましょう。 資源物回収業者→P.8
缶		
ペットボトル		
家電 4 品目 ※家庭用のみ 業務用は対象外		販売店、メーカーにお問い合わせください。 産業廃棄物処理業者に委託するか、指定引取所へ持ち込むことも可能です。 ※業務用機器はフロンを回収した上で産業廃棄物として適正に処理してください
パソコン		本体、ディスプレイ メーカーにお問い合わせください。

注意！従業員が食べた弁当のプラスチック容器は産業廃棄物です

産業廃棄物は、許可業者・自己搬入を問わず市の処理施設に搬入できません。生ごみ・割り箸とプラスチック容器は分別してください。



一般
廃棄物



産業
廃棄物



事業系ごみの分け方

手順1 産業廃棄物を分ける 産業廃棄物は法令で定められた 20 品目です。

区分	種 類	具 体 的 な 例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす
	(2) 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3) 廃油	グリス(潤滑油)、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	(4) 廃酸	廃写真現像液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物(合成ゴムを含む)
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチック類)
	(8) 金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属 金属の研磨くず、切削くずなど
	(9) ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボード、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず等
	(10) 鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	以下の業種から発生する紙くず →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
	(14) 木くず	① 以下の業種から発生する木くず、おがくず、パルク類など →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 ② 貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む) (注:木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません。)
	(15) 繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くず →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業
	(16) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物(魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど)
	(17) 動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	(20) 汚泥のコンクリート固形化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの	

産業廃棄物の処理方法

東京都が許可した産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。詳しくは(一社)東京都産業資源循環協会(03-5283-5455)へお問い合わせいただくか、東京都環境局のホームページをご覧ください。

※専用指定袋で排出するもの以外は、少量であっても本市の処理施設には搬入できません。

手順2 資源物を分ける 分別の区分について、詳しくは処理業者に確認してください。



びん



缶



ペットボトル



古紙



古布



せん定枝

生ごみもリサイクルできる
可能性があります。
処理業者へ
ご相談ください。



手順3 残ったものは燃やせるごみ

一般廃棄物収集運搬業許可業者(→P.6)に委託、もしくは処理施設へ直接お持込みください。

事業系ごみの出し方 方法1

本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託する方法

許可業者一覧（五十音順）

収集運搬業者名	所在地	電話番号	紙	機密書類	缶	びん	ペットボトル	生ごみ
(株)葵環境開発	立川市泉町 935-27	042-525-9990	○	○	○		○	○
(株)表養樹園	武蔵村山市三ツ木 1-20-1	042-560-2531	○		○	○	○	
(有)カワスギ	埼玉県入間市宮寺 2310-23	04-2934-3600	○	○	○	○	○	
(株)光栄和	国立市富士見台 1-14-2	042-574-9600	○	○	○	○	○	
相模原紙業(株)	相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508	○	○	○	○	○	○
(株)サダヤマ	日野市大字日野 7759-11	042-581-2674	○	○	○		○	
(有)さとみ企画	府中市住吉町 3-52-6	042-363-6228	○	○	○		○	
三和興業(有)	八王子市加住町 1-417-3	042-691-1805	○	○	○	○	○	○
志賀興業(株)	三鷹市新川 4-1-11	0422-47-1414	○	○	○	○	○	○
太誠産業(株)	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル	03-3989-0098	○	○	○	○	○	○
高杉商事(株)	小平市上水本町 4-8-12	042-321-2682	○	○	○	○	○	○
高根商事(株)	立川市西砂町 3-22-5	042-560-5350	○	○	○	○	○	○
(有)立川栄清社	立川市上砂町 5-65-9	042-520-8395	○	○	○	○	○	○
(株)田邊商店	立川市一番町 5-5-1	042-520-0075	○	○	○	○	○	○
(株)トーホークリーン	渋谷区東 4-9-18-204	042-370-3777	○	○	○	○	○	○
(株)トリデ	府中市西原町 4-17-53	042-576-9750	○	○	○	○	○	○
中川産業(株)	立川市富士見町 1-2-6	042-529-3491	○	○	○	○	○	○
比留間運送(株)	武蔵村山市中央 2-18-3	042-565-1336	○	○	○	○	○	○
松浦商事(株)	立川市幸町 3-16-1	042-535-6001	○	○	○	○	○	○
(株)リスト	国立市矢川 3-23-11	042-572-1300	○		○	○	○	○

- 料金や収集頻度、収集場所は各業者にお問い合わせください
- 表中の業者は産業廃棄物に対しても対応可能です
- ○印が付いている項目はリサイクル可能です（機密書類は機密性を保持したまま処理します）

事業系ごみの出し方 方法2

専用指定袋で排出する方法（1日平均のごみ排出量が10kg未満の事業者のみ）

地域別の担当者から袋を購入し、決められた曜日に出してください。

	燃やせるごみ	火曜日・木曜日・土曜日					など
	燃やせないごみ	第2・4水曜日					など
	プラスチック・ビニール・ペットボトル	第1・3・5水曜日					汚れを落として出す

サイズ 枚数	40 L・1ヶ月あたり 30 枚 (1 か月の使用量が 30 枚を超える場合は他の処理方法に変更してください)
価格	1 枚 330 円（税別） (内訳：ごみ収集運搬手数料 250 円（税別） + ごみ処理手数料 80 円) 【参考】税込金額 10,650 円 / 30 枚

担当者一覧

詳しいごみの出し方は担当の許可業者に直接お問い合わせください。

担当エリア	業者名	連絡先
西砂町・一番町・緑町・砂川町・上砂町	高根商事(株)	042-560-5350
栄町・泉町・羽衣町	(有)立川栄清社	042-520-8395
高松町・曙町	(株)田邊商店	042-520-0075
富士見町	中川産業(株)	042-529-3491
幸町・柏町・若葉町・柴崎町（3、4、6 丁目の一部を除く）・錦町 1、2 丁目の一部 ※注	松浦商事(株)	042-535-6001
錦町（1、2 丁目の一部を除く） 柴崎町 3、4、6 丁目の一部 ※注	高杉商事(株)	042-321-2682

※注：詳しい地域はごみ対策課へお問い合わせください（042-523-2111 内線 6757）

事業系ごみの出し方 方法3

処理施設に自ら搬入する方法

市の処理施設（燃やせるごみとせん定枝のみ搬入可能）

※分別していないものや紙資源、産業廃棄物は搬入できません

搬入先・所在地	搬入できるもの	電話	手数料	受入時間
クリーンセンター 立川市泉町 2,002 番地	燃やせるごみ、 生ごみ 	042-519-5319	40 円/kg	月曜日～金曜日 (祝日も可、年末年始は除く) 午前 8 時 30 分～正午、 午後 1 時～4 時
総合リサイクルセンター 立川市西砂町 4-77-1	せん定枝 	042-531-0950	20 円/kg	

資源物回収業者（○印の付いている項目は搬入可能）

業者名	所在地	電話番号	紙	缶	びん	ペット ボトル
高根商事(株)	立川市富士見町 6-36-4	042-540-2056	○	○	○	○
(有)富商	武蔵村山市伊奈平 2-8-1	042-560-5899	○			
(株)前原紙業	武蔵村山市榎 2-92-1	042-565-8197	○	○		○
(株)大久保	昭島市武蔵野 2-9-33	042-545-4621	○			
(株)イズミ環境マテリアル	国立市泉 4-7-2	042-575-2701	○			
グリーンリサイクル(株)	国立市泉 3-31-10	042-505-9559	○	○		○
前田金属工業(株)	立川市柴崎町 6-19-28	042-523-2411		○		
比留間運送(株)	武蔵村山市伊奈平 3-25-5	042-560-8806		○	○	○

※市内及び隣接市の資源物回収業者のうち、市で把握している業者について掲載しています

※料金などは直接業者へお問い合わせください

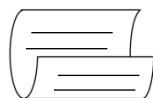
紙の 2R とリサイクル

2R とは、ごみの発生を抑制する「Reduce（リデュース）」、一度使用したものを再使用する「Reuse（リユース）」の頭文字をとった言葉です。

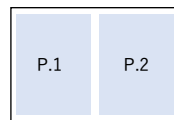
古紙を例に 2R とリサイクルの取組をご紹介します。

R リデュース Reduce（ごみを出さない）

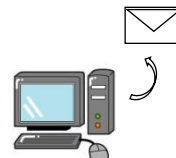
まずは資源を大切に使うことが大事です。
紙の無駄遣いをなくす意識が重要です。



両面印刷



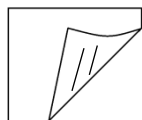
2in1 印刷



ペーパーレス化

R リユース Reuse（繰り返し使う）

一度使用したものも、繰り返し使えるものは
使いましょう。



裏紙利用



使用済み封筒を再利用（社内交換便・雑紙袋）



R リサイクル Recycle（再生利用）

分別し、リサイクルすることで、
燃やせるごみを減らし、
処理費用を節約できる可能性があります。



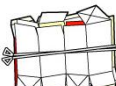
新聞紙



本



ダンボール



紙バック



封筒



メモ用紙



付箋

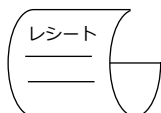
機密書類

機密性を保持したままリサイクル可能です。

搬入、収集の可否については P.6 と P.8 の紙資源回収業者にお問い合わせください。



リサイクルできない紙の例



リサイクルできない紙は
「燃やせるごみ」として
出してください。

使用済みティッシュ、感熱紙（レシート）、防水加工された紙、ビニール加工された紙、写真

リサイクルできない紙の種類は、処理業者によって異なります。詳細は処理業者にご相談ください。

食品廃棄物の減量とリサイクル

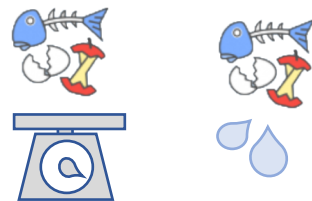
食品関連事業者には、食品リサイクル法により「発生抑制」「リサイクル」「減量」の取組を進める責任があります。

食品関連事業者とは…

食品の製造・加工業者（食料品製造業から排出される食品廃棄物は産業廃棄物です）、食品の卸売・小売業者、食事の提供を行う事業者（飲食店、宿泊施設、結婚式場など）を指します。

R^{リデュース} educe（ごみを出さない）

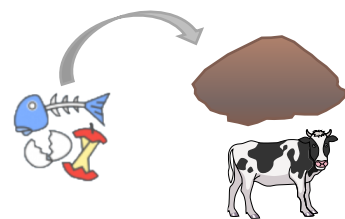
廃棄量を把握することが、計画的な仕入れ、消費に繋がります。飲食店などでは小盛りメニューなどの導入により、生ごみの排出抑制が可能です。生ごみを廃棄する際は水分を絞ってください。



廃棄量の把握、生ごみの水切り

R^{リサイクル} ecycle（再生利用）

生ごみの質や量によっては、肥料や飼料にリサイクルすることが可能です。生ごみのリサイクルが可能な業者は、P.6をご確認ください。



分別→収集運搬→処理→肥料化、飼料化

少量の生ごみは、本市が作っている「たい肥の素」でリサイクル（たい肥化）可能です。容器をご用意の上、総合リサイクルセンターにお越しください。使用後はたい肥として利用できます。

食べきり協力店

本市は、食品ロスの減量にご協力いただける店舗を食べきり協力店として登録し、広報などを通じて市民の皆様にお知らせしています。登録の要件は市のホームページをご確認ください。



【登録要件の例】

ハーフサイズや小盛りメニューの設定など

フードバンク

賞味期限に余裕がある食品はフードバンクに提供することができます。防災用備蓄食品など、食べずに期限が切れてしまうのは「もったいない」ことです。ぜひご検討ください。

【フードバンク】

食べることができるのに廃棄される食品（食品ロス）の寄付を受け、福祉施設などへ提供する活動です。

※ 提供できる食品には制限がありますので、各団体にお問い合わせください

事業系ごみ減量に向けた市の取組

本市には、ごみ処理優良事業所の認定制度や食べきり協力店事業などがあります。環境に配慮した事業所というイメージアップ、従業員やお客様の意識啓発につながります。

食べきり協力店登録制度 ◇随時登録受付中◇

市内の飲食店、宿泊施設を対象に、食べ残しの削減に取り組む事業所を食べきり協力店として登録し、市の広報紙やホームページを通じ、市民の皆様にお知らせしています。登録の要件、登録申請書は市のホームページをご確認ください。

立川食べきり協力店  検索

容器包装ごみの店頭回収の促進 ◇随時受付中◇

ペットボトル、食品トレー等の容器包装ごみの回収ボックスをスーパーマーケット等の小売店の店頭に設置いただき、リサイクルの推進にご協力いただいています。店頭回収を実施している店舗を市の広報紙やホームページでご紹介し、広く利用を呼び掛けています。掲載希望の店舗の方はごみ対策課（042-523-2111 内線 6757）へご連絡ください。

ごみ処理優良事業所認定制度 ◇随時申請受付中◇

ごみの減量やリサイクル活動に積極的に取り組む事業所を「ごみ処理優良事業所」と認定しています。認定された事業所は「優良事業所認定証」とステッカーを交付します。認定要件、申請書は市ホームページをご確認ください。

ごみ処理優良事業所 立川市  検索

その他に、次のような取組も行っています。

事業系ごみの搬入物検査

クリーンセンターに搬入された事業系ごみの内容物検査を行っています。検査の結果、ペットボトルやプラスチック容器、リサイクルできる古紙などが混入していることがあります。クリーンセンターの安定稼働のためには混入物をなくし、負荷を減らす必要があります。ごみの分別にご協力ください。混入物が見つかった場合、搬入者に持ち帰り、分別を求めています。

事業所への訪問調査

ごみの排出量が多い事業所を主な対象として、ごみの分別やリサイクルの状況を確認するための訪問調査を実施しています。分別の現場やストックヤードを確認し、改善点や他の事業所の良い取組などをアドバイスしています。訪問後は総合評価を5段階で判定し、結果を事業所にフィードバックしています。訪問調査にご協力ください。

ごみ処理優良事業所の取組紹介

ごみ処理優良事業所の取組の一部をご紹介します。ここで紹介する事例以外にも、各事業所が環境に配慮したさまざまな取組を行っています。※社名、取組内容は平成30年登録時点のものです。

小売業 (株)いなげや 立川幸店

商品の容器を店頭で回収・「いなげやペットボトル募金」

食品トレーや、牛乳パック、ペットボトルを店頭で回収しています。ペットボトルの回収機は自動で選別と圧縮を行うため、分別・保管・運搬が効率的に行われています。また、ペットボトルの売却益の一部を寄付し、地域に還元しています。



宿泊業 (株)パレスエンタープライズ パレスホテル立川

施設内で生ごみリサイクル

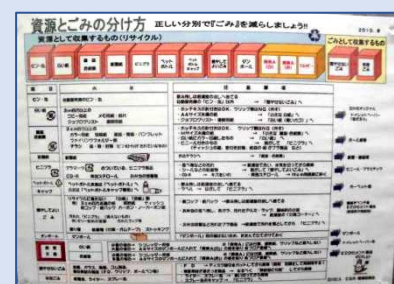
調理くずや食べ残しなどの生ごみをバイオ処理機で発酵させ、有機肥料やたい肥を作っています。生ごみを資源として活用する例はさまざまな事業所に広がっています。自社でもできる取組を探してみませんか？→P.10



金融業 損害保険ジャパン日本興亜(株) 西東京支店

独自の分別表を作成

ごみの減量には資源の分別が必要不可欠です。分別ができていなければ、せっかくの資源もごみになってしまいます。分別ルールを定め、誰が見てもわかりやすい分別表を作成することが重要です。



ごみ処理優良事業所として申請してみませんか？

ごみ処理優良事業所に認定された事業所は、市のホームページに掲載します。認定を受けることで、環境に配慮した事業所というイメージアップ、従業員や利用者の意識啓発につながります。業種、規模を問わず、随時申請を受け付けています。認定要件は市ホームページをご覧ください。

ごみ処理優良事業所 立川市  検索

事業用大規模建築物（延床 3,000 m²以上）の所有者・建設者の責務

大規模事業所からのごみの発生を抑制し、リサイクルを推進するため、条例により以下のことが義務付けられています。

- 再利用の対象となる物の保管場所を設置すること
- 廃棄物管理責任者を選任すること
- 廃棄物の減量及び再利用に係る計画書を毎年作成し、提出すること

事業用大規模建築物の所有者・建設者の方は、以下の書類を提出してください。詳しくは市のホームページをご確認ください。提出書類のダウンロードも可能です。

①「再利用対象物保管場所設置届(兼廃棄物保管場所設置届)」

立川市 廃棄物保管場所  検索

再利用の対象となる物の保管場所（廃棄物保管場所）を設置し、標記の届を提出してください。

※延床面積が 1,500 m²以上の事業所は「廃棄物保管場所設置届」を提出してください

②「廃棄物管理責任者選任届」

事業系ごみの減量及び適正な処理に係る廃棄物管理責任者を選任し、標記の届を提出してください。

※既に選任されている責任者の変更は「廃棄物管理責任者変更届」を提出してください

③「廃棄物減量及び再利用計画書」

立川市 再利用計画書  検索

毎年 5 月末日までに前年度の実績と当該年度の計画を記載した計画書を提出してください。

関連法規と罰則

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例

不法投棄の罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 25 条）

廃棄物の処理を委託された業者が不法投棄を行った場合は、排出した事業者の責任も問われます。また、事業系ごみを家庭ごみとして処分することはできません。

5 年以下の懲役、1,000 万円（法人は 3 億円以下）の罰金などが科せられます。

委託基準違反の罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 25 条）

事業系ごみの収集・運搬又は処分を無許可の業者に委託することはできません。

5 年以下の懲役又は 1,000 万円の罰金などが科せられます。

主な分別一覧表

この表に載っていないものや事業系専用指定袋に入らないものは、処理業者に相談してください。

可燃：燃やせるごみ 不燃：燃やせないごみ プラ：プラスチック・ビニール・ペットボトル ×：市で受入不可

古紙、古布、せん定枝：袋では出せません。許可業者やP.8の資源物回収業者にご相談ください。 一廃：事業系一般廃棄物 産廃：産業廃棄物

	名称	分類	専用指定袋	備考
あ	アクリル板	産廃	プラ	
	油	産廃	×	
	アルミサッシ	産廃	×	
	安全靴	産廃	不燃	
	椅子（金属製）	産廃	×	
	インクカートリッジ	産廃	不燃	メーカー回収をご利用ください
	エアコン	産廃	×	家庭用は家電リサイクル
	枝	資源	せん定枝	
	塩化ビニル管	産廃	プラ	
	落ち葉	一廃	可燃	
か	化学繊維くず	産廃	可燃	
	傘	産廃	不燃	
	カセットボンベ	産廃	不燃	中のガスを使い切る
	ガソリン	産廃	×	
	紙箱	資源	古紙	
	紙パック	資源	古紙	
	カメラ	産廃	不燃	
	ガラス	産廃	不燃	
	カレンダー	資源	古紙	金具は不燃へ
	缶	産廃	不燃	
	機密書類	資源	古紙	
	記録メディア(CD、DVD等)	産廃	不燃	
	靴（革・天然繊維）	一廃	可燃	
	ゴム製品	産廃	不燃	
さ	自転車	産廃	×	
	充電器	産廃	不燃	
	シュレッダー紙	資源	古紙	
	消火器	産廃	×	
	洗濯機	産廃	×	家庭用は家電リサイクル
	掃除機	産廃	×	
	タイヤ	産廃	×	
た	タオル	資源	古布	汚れたものは可燃

	名称	分類	専用指定袋	備考
た	ダンボール	資源	古紙	
	机（金属製）	産廃	×	
	鉄板	産廃	×	
	テレビ	産廃	×	家庭用は家電リサイクル
	電気コード	産廃	不燃	
	電気ポット	産廃	不燃	
	トタン	産廃	×	
	塗料	産廃	×	
な	鍋	産廃	不燃	
	生ごみ	一廃	可燃	→P.10
	南京錠	産廃	不燃	
は	ネジ	産廃	不燃	
	パソコン	産廃	×	メーカー回収をご利用ください
	バッテリー（車用）	産廃	×	
	発泡スチロール	産廃	プラ	
	刃物	産廃	不燃	
	ビニールテープ(使用済)	産廃	可燃	
	ビニール袋	産廃	プラ	
	びん	産廃	不燃	
	プラ容器包装	産廃	プラ	汚れを落とす
	古布	資源	古布	汚れたものは可燃
	ペットボトル	産廃	プラ	中をすすいでキャップを外し、ラベルを剥がす
	ヘルメット	産廃	不燃	
	ペン	産廃	不燃	
	ポスター	資源	古紙	ビニール加工は可燃
	ポリバケツ	産廃	プラ	
	保冷剤	一廃	可燃	
ま	マグネット	産廃	不燃	
	冷蔵庫	産廃	×	家庭用は家電リサイクル
	レジスター	産廃	×	
	れんが	産廃	×	
ら	ロッカー	産廃	×	

【お問い合わせ先】

立川市環境下水道部ごみ対策課

TEL：042-523-2111（内線 6757）FAX：042-531-5800

E-mail：gomitaisaku@city.tachikawa.lg.jp

〒190-0034 立川市西砂町 4-77-1（立川市総合リサイクルセンター）